

表面

県税 第6号様式の2 **原符** 440001 大分県取納金 公
 振替口座 加入者 取りまとめ店
 01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

住(居)所及び氏名又は名称

様

税目		課税年度
実績		年度
課税区分		
処理日		

									円
									円
									円
小計									円
延滞金									円
合計									円

納期限

課税事務所

領収日付印

(受付局・銀行・農協・漁協保存)

県税 領収済通知書 440001 大分県取納金 公
 振替口座 加入者 取りまとめ店
 01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

IDコード 21
 収入納税日事務所 宛名番号 枝番 実徴 CD
 課税処理日

様

税目		課税年度
実績		年度
課税区分		
処理日		

									円
									円
									円
小計									円
延滞金									円
合計									円

納期限

課税事務所

領収日付印

取りまとめ店
 QRコード印刷ありの場合: ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター
 QRコード印刷なしの場合: ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
 受付局→取りまとめ店
 受付銀行→取りまとめ店→課税事務所
 受付農協→県信連
 受付漁協→県漁協本店

県税 個人事業税納税通知書・納付書・領収証書 公
 振替口座 加入者 取りまとめ店
 01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

住(居)所及び氏名又は名称

様

宛番号	年度	所得年	年
年度・期		主業種	
課税詳細		課税月数	ヵ月
所得金額		各種控除	円
非課税額		事業主控除	円
	課税標準額	税額	
税率		円	円
		円	円
		円	円
	税額控除額		円
	年税額		円
期別	納期限	納付税額	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

今期	本税	円
	延滞金	円
	合計	円
納付額	納期限	年 月 日

上記のとおり課税しますから納付してください。

年 月 日

領収日付印

上記の金額を領収しました。

(裏面をお読みください。)
(納税者保存)



EK24
R7.06

1 課税の根拠

地方税法第72条の2及び大分県税条例第35条の規定により課税します。

2 納付場所

全国の店舗で納付可能な金融機関

大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行

大分県内の店舗のみで納付可能な金融機関等

西日本シティ銀行、伊予銀行、福岡銀行、宮崎太陽銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行、筑邦銀行、九州労働金庫
県内の各信用金庫（大分みらい・大分・日田）

大分県信用組合
大分県信用農業協同組合連合会
県内の各農業協同組合
大分県漁業協同組合

九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く）

県税事務所（自動車税管理室及び納税事務所を含む。）

全国のQRコード対応金融機関

表面にQRコードの記載があるものに限ります。ご利用できます。ご利用できる金融機関は、地方税お支払サイトでご確認ください。

3 納付方法

上記の納付場所で現金により納付できますが、以下の方法によりキャッシュレスで納付することもできます。

マークの記載があるものは、地方税お支払サイトからクレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

表面にQRコードの記載があるものは、スマホ決済アプリでも納付できます。

ご利用できるクレジットカードやスマホ決済アプリなど最新の情報は、地方税お支払サイトでご確認ください。

地方税お支払サイトはこちら→



4 延滞金の納付

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数金額を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

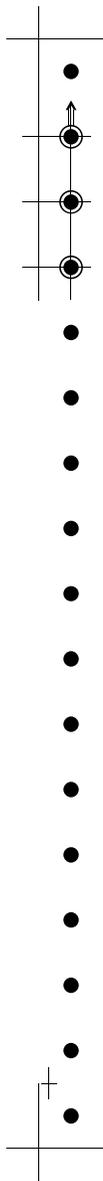
5 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。）。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

*QRコードは株式会社アンソーウェアの登録商標です。



個人事業税の口座振替のお知らせ

あなたの個人事業税の納付は、お申し出により下記の口座から口座振替により行われます。納期限の2日前の日から納期限までの間に振替が行われますので、振替日に預金残高不足等で振替不能にならないよう口座番号、預金残高等の確認をお願いします。

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「*」で表示しています。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座名義人	
口座番号	

※お願い

- 口座を変更する場合や口座振替を解約する場合は、変更しようとする月の前々月末までに、県税事務所で手続きを行ってください。
詳しくは県税事務所までお問い合わせください。
- 振替内容については、お手数ですが、通帳への記帳等によりご確認ください。
税務署への申告の際には、税金に係る領収証書等を提示あるいは提出する必要はありません。
納税通知書及び口座振替により納税された通帳を保管してください。

県税 個人事業税納税通知書 ㊤

振替口座 01950-4-960003番	加入者 大分県税事務所	取りまとめ店 大分銀行 県庁内支店
-------------------------	----------------	----------------------

住(居)所及び氏名又は名称

様

宛番号 年度・期 課税詳細	年度	所得年 主業種 課税月数	年 ヵ月
所得金額 非課税額	円	各種控除 事業主控除	円
	課税標準額		税額
税 率	円		円
	円		円
	円		円
	税額控除額		円
	年 税額		円
期別	納期限		納付税額
	年 月 日		円
	年 月 日		円

今 期	本 税	円
	延 滞 金	円
	合 計	円
納 付 額	納 期 限	年 月 日

上記のとおり課税しますから納付してください。
年 月 日



(裏面をお読みください。)
(納税者保存)





1 課税の根拠

地方税法第72条の2及び大分県条例第35条の規定により課税します。

2 延滞金の納付

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

3 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください)。

なお、この処分についての審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁判を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁判がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 県税のホームページ

県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

<https://www.pref.oita.jp/site/zci/>



県税 原符 440001 大分県取納金

振替口座 加入者 取りまとめ店
01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

住(居)所及び氏名又は名称

様

税目		課税年度
実績		年度
課税区分		
処理日		

						円
						円
						円
小計						円
延滞金						円
合計						円

納期限

課税事務所

領収日付印

(受付局・銀行・農協・漁協保存)

県税 領収済通知書 440001 大分県取納金

振替口座 加入者 取りまとめ店
01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

IDコード
21

収入納税日事務所 宛名番号 枚数 実績 CD
課税 処理日

様

税目		課税年度
実績		年度
課税区分		
処理日		

						円
						円
						円
小計						円
延滞金						円
合計						円

* 合計欄には、延滞金を記入した場合のみ記入してください。

納期限

課税事務所

領収日付印

取りまとめ局 〒812-8794 福岡貯金事務センター

受付局→取りまとめ局
受付銀行→
受付農協→県信連
受付漁協→県漁協本店

個人事業税振替出金伝票 440001 大分県取納金

振替出金伝票の記入欄

宛名番号 課税区分 金融機関 支店名 銀行コード 勘定科目 口座番号 名義人	納期限	年 月 日
	振替日	年 月 日
	本税	円
	延滞金	円
	合計	円

引落不能事由		
① 資金不足		
② 預金取引なし		
③ 預金者の都合による振替停止		
④ 預金口座振替依頼書なし		
⑤ 委託者の都合による振替停止		
⑥ その他		
係印	オバ	検印

1 納付場所

- 全国の店舗で納付可能な金融機関
大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
- 大分県内の店舗のみで納付可能な金融機関等
西日本シティ銀行、伊予銀行、福岡銀行、宮崎太陽銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行、筑邦銀行、九州労働金庫、県内の各信用金庫(大分みらい・大分・日田)、大分県信用組合、大分県信用農業協同組合連合会、県内の各農業協同組合、大分県漁業協同組合
- 九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く。)
- 県税事務所(自動車税管理室及び納税事務所を含む。)
- 全国のQRコード対応金融機関
表面にQRコードの記載があるものに限り、ご利用できます。
ご利用できる金融機関は、地方税お支払サイトでご確認ください。

2 納付方法

上記の納付場所で現金により納付できますが、以下の方法によりキャッシュレスで納付することもできます。

- マークの記載があるものは、地方税お支払サイトからクレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。
- 表面にQRコードの記載があるものは、スマホ決済アプリでも納付できます。
- ご利用できるクレジットカードやスマホ決済アプリなど最新の情報は、地方税お支払サイトでご確認ください。

地方税お支払サイトはこちら→



3 延滞金の納付

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

4 口座振替についてのお知らせ

個人事業税の納付については、納税に便利な口座振替の利用があります。利用を希望される方は県税事務所にご連絡ください。

なお、振替ができるのは次回分からになりますので、今回分まではこの納付書で納期内に納付いただきますようお願いいたします。

5 県税のホームページ

県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。
<https://www.pref.oita.jp/site/zei/>

県 税 個人事業税の口座振替のお知らせ 公

あなたの個人事業税の納付は、お申し出により下記の口座から口座振替により行われます。納期限の2日前の日から納期限までの間に振替が行われますので、振替日に預金残高不足等で振替不能にならないよう口座番号、預金残高等の確認をお願いします。

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「*」で表示しています。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座名義人	
口座番号	

※お願い

1. 口座を変更する場合や口座振替を解約する場合は、変更しようとする月の前々月末までに、県税事務所で手続きを行ってください。
詳しくは県税事務所までお問い合わせください。
2. 振替内容については、お手数ですが、通帳への記載等によりご確認ください。
税務署への申告の際には、税金に係る領収証書等を提示あるいは提出する必要はありません。
納税通知書及び口座振替により納税された通帳を保管してください。

住(居)所及び氏名又は名称

様

宛番号 年度・期 課税詳細	年度	所得年 主業種 課税月数	年 ヵ月
所得金額 非課税額	円	各種控除 事業主控除	円
	課税標準額	税額	円
税率			円
			円
	税額控除額		円
	年税額		円

今 期 納 付 額	本 税	円
	延 滞 金	円
	合 計	円
納 期 限		年 月 日

年 月 日

(納税者保存)

個人事業税について

大分県

個人事業税は、個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対して、事業の所得を課税標準として事務所又は事業所所在の都道府県において、これらの事業を行う個人に課される税金です。

1 納める方

県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行う個人。

〔事務所又は事業所を設けずに事業を行う場合は、事業を行う個人の住所又は居所のうち、事業と最も関係の深いものをもって事務所又は事業所とみなします。〕

区分	税率	事業の種類（法定業種）				
第1種事業	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
		製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業
		運送取扱業	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業
		印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
		料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業
		問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業
		遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
		案内業	冠婚葬祭業			
第2種事業	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業		
		※主として自家労力を用いて行うものは除きます。				
第3種事業	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業
		司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業
		公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
		不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
		クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業
		土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		
	3%	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業				装蹄師業

2 納める額

$$\text{納める額} = \left[\text{前年の事業所得及び不動産所得}^{\text{注1}} - \text{各種控除}^{\text{注2}} - \text{事業主控除（年間290万円）}^{\text{注3}} \right] \times \text{税率}$$

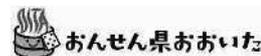
- 注1 ・前年の事業所得及び不動産所得は、それぞれ総収入金額から必要経費を控除した金額です。
 ・所得税において青色申告控除を受けている場合は、青色申告控除前の所得が対象になります。
 ・事業を行う個人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告者	青色事業専従者に支払われた適正な給与額
青色申告者以外の申告者	事業専従者1人について、AまたはBのいずれか低い方の金額 A 配偶者である事業専従者 86万円 その他の事業専従者 50万円 B 事業専従者控除前の所得金額÷（事業専従者+1）

注2 各種控除には、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除があります。

注3 事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除額は下記のとおり算定します。（事業を行った月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。また、月割計算をした結果、事業主控除額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は千円とします。）

$$\text{事業主控除額} = 290 \text{万円} \times \text{事業を行った月数} / 12$$



3 申告と納税

申告について

- ・毎年3月15日までに申告してください。
ただし、所得税の確定申告書又は県市町村民税の申告書を提出された方は、申告する必要はありません。
- ・年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内（納税義務者の死亡による廃止の場合は、4ヶ月以内）に申告する必要があります。

納税の時期について

- ・県から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納税してください。（年税額が1万円以下の場合は8月にまとめて納税をお願いします。）このほか、所得税の修正申告、更正、決定処分に基づく課税の場合には、別に定める納期限までに納税してください。

納税の方法について

- ・金融機関や県税（納税）事務所で納付する事ができます。
納付できる金融機関については、納税通知書の裏面「2 納付場所」をご参照ください。
- ・マーク（eL-QRもしくはeL番号）の記載があるものは、地方税お支払サイトからクレジットカードやインターネットバンキング等を利用して納付ができます。また、eL-QRの記載があるものは、スマホ決済アプリによる納付も可能です。詳しくは、納税通知書の裏面の「3 納付方法」もしくは、地方税お支払サイト<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>をご参照ください。
- ・口座振替の制度もあります。この制度を利用すると、金融機関の預金口座から自動的に振替納税されますので、納期の都度、金融機関に出かけて納税する手間が省けます。
なお、口座振替を希望される方は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

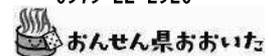
4 災害による減免

災害により事業用資産等に被害を受けた方は、個人事業税の軽減または免除を受けることができる場合があります。

また、事業について著しい損失を受けたこと等により、納税が困難な方は、「徴収猶予」や「換価の猶予」の対象となる場合がありますので、詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。

- ◆ 詳細については、県庁ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/zei/koji.html>）をご覧ください。
また、ご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

別府県税事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所	〒870-0021 大分市府内町3-10-1	097-506-5773
日田県税事務所	〒877-0004 日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16	0979-22-2920



料金受取人払郵便

大分東局
承認

829

No stamp required

差出有効期間
2026年4月
30日まで
(切手不要)

郵便はがき

870-0190

大分市大津町3丁目4-13

大分県税事務所自動車税管理室 行



※下の約款は、裏面の「大分県県税預金口座振替依頼書」における、取扱金融機関との取り決め事項です。お申込みをされる前に、必ずお読みください。

約 款 (ゆうちょ銀行は除く)

- 1 取扱金融機関に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を指定預金口座から払出してください。
- 2 預金の払出手続きについては、指定預金口座から取扱金融機関の所定の手続きを省略して、振り替えてください。
- 3 振替日：納期最終日の2日前の日から納期最終日までの間の日
- 4 指定預金口座の残高が振替日において納付書の全額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- 5 この口座振替契約は、取扱金融機関又は県税事務所が必要と認めるときは解除されても異議ありません。
- 6 この口座振替契約を解除する場合又は記載事項に変更があった場合には、私から県税事務所へ文書により連絡します。
- 7 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、取扱金融機関の責によるものを除き、取扱金融機関には迷惑はかけません。
- 8 振替内容は指定預金口座の通帳記入で確認しますので、領収証書の発行は必要ありません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
払込日 末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

【連絡先】大分県税事務所 自動車税管理室 電話 097-552-1121
※課税内容のお問合せは各県税事務所までお願いします。

県税の納付は便利な口座振替をご利用ください

✓ 口座振替ができる県税

自動車税種別割

口座振替は令和8年度分からとなります
本年度分は納税通知書により納付してください

個人事業税

納期限の3ヶ月前までに手続きが必要です

✓ お申し込み方法

- ・このハガキに必要な事項をご記入のうえ、郵便ポストに投函してください
- ・手続完了後に「口座振替手続き完了のお知らせ」を送付します
※金融機関窓口では受付できませんのでご注意ください

✓ 口座振替実施金融機関

○大分県内の店舗で取扱い可能な金融機関

大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、伊予銀行、福岡銀行、
西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、京邦銀行、
九州労働金庫、県内の各信用金庫、大分県信用組合、県内の各農業協同組合、
大分県漁業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、
ゆうちょ銀行 (自動車税種別割のみ実施)

○大分県外の店舗で取扱い可能な金融機関

大分銀行、豊和銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行 (自動車税種別割のみ実施)

✓ 自動車税種別割納税証明書 (車検用) について

- ・運輸支局で納税の確認が電子的に行われるようになったため、
車検用納税証明書は送付いたしません

✓ 振替内容のご確認について

- ・口座振替の内容は、預金通帳への記帳にてご確認ください
※振替済通知書は送付いたしません

(注意) このハガキでは軽自動車税種別割の手続きはできません
お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせください



おんせん県おおいた

大分県県税預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書(収・加)兼解約届出書)

大分県知事 殿
金融機関 御中

依頼日 年 月 日

1. 届出内容に○をつけてください。

新規・変更	この県税を口座振替(自動払込)により納付したいので、約款を確認の上依頼します。 (※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。)また、県税について還付金が生じた場合はこの口座に振り込んでください。この場合、納税義務者と口座名義人が異なる場合は口座名義人に受領を委任します。
解約	この県税の口座振替を解約します。(ゆうちょ銀行は除く) (注)ゆうちょ銀行の口座振替解約はこのハガキではできません。別途、郵便局、ゆうちょ銀行の備付用紙により届出が必要です。

2. 口座振替を希望する税目に○をつけてください。(注)ゆうちょ銀行は個人事業税の口座振替はできません。

個人事業税	自動車税種別割	(自動車登録番号: 大分 他)
-------	---------	-----------------

(注)自動車税種別割は、納税義務者の方がお持ちの全ての自動車(軽自動車を除く)が口座振替となります。車を買替えた場合も申告しない限り振替いたします。

3. 納税義務者の住所、氏名(名称)、生年月日等をご記入ください。
納税義務者と口座名義人が異なる場合は、押印してください。

納税義務者	住所(〒 -) 電話() -	納税義務者印
	(フリガナ) 氏名(名称)	
	生年月日 M・T・S・H 年 月 日生	

〈銀行等〉「口座名義人は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。」

個人事業税 自動車税種別割	金融機関名	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店営業部 支店・出張所 本所・支所 代理店	銀行等届出印
	預金種目	①普通 ②当座 ③納税準備	口座番号 (右詰め)	
	口座名義人	(フリガナ) 氏名(名称)		

〈ゆうちょ銀行〉「口座名義人は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。」

自動車税種別割のみ	通帳記号	1 0 の 口座番号 (右詰め)	ゆうちょ銀行届出印
	口座名義人	(フリガナ) 氏名(名称)	
	種別コード	166 契約種別コード 35 払込先自動車税口座番号種別割 01970-7-960054 払込先加入者名 大分県税事務所	

不備返却先: 〒870-0190 大分県大分市大津町3丁目4番13号 大分県税事務所 自動車税管理室

(不備返却理由)				金融機関使用欄	
金融機関使用欄	1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	3. 印鑑相違	4. その他	
	金融機関・支店コード				

記入誤りは、2本線で消し、金融機関届出印で訂正印を押印してください。

※本依頼書は必ずポストに投函してください。(金融機関窓口では受付できません)

IN801-46N

個人事業税の課税対象となる不動産貸付業・駐車場業

住宅や土地などを貸し付けて不動産所得がある方で、次の基準に該当する場合は、不動産貸付業又は駐車場業として、個人事業税の課税対象となります。

	貸し付けている不動産の種類		事業と認定される基準
不動産貸付業	(1) 住宅の貸付を行っている場合	一戸建住宅以外の住宅 (アパート・貸間等)	10室以上
		一戸建住宅	10棟以上
	(2) 住宅以外の貸付を行っている場合	一戸建以外の建物 (貸ビル等)	10室以上
		一戸建の建物	5棟以上
	(3) 土地の貸付を行っている場合	住宅用土地	貸付契約件数 10件以上 又は貸付面積 2,000㎡以上
上記以外の土地		貸付契約件数 10件以上	
(4) (1)、(2)又は(3)を併せて行っている場合 ((1)、(2)又は(3)のいずれかの基準以上のものがあるときを 除く)		室数、棟数及び貸付契約件数の合計 10以上	
(5) (1)、(2)、(3)及び(4)において基準に満たない場合であっても、貸付不動産に係る収入金額が年を通じて850万円以上の場合			
駐車場業	(1) 建築物でない駐車場 (青空駐車場等)		収容可能台数 10台以上
	(2) 建築物である駐車場 (屋根付駐車場、立体駐車場等)		収容可能台数の如何にかかわらず事業 と認定

※ 共有物件について

共有物件は、持分にかかわらず、共有物件全体の貸付状況によって認定し、税額は持分に応じて計算します。

※ 空家、空室、空駐車場等について

他人に貸し付ける目的で所有している物件はすべて含まれます。

表面

